

日本における決済制度の展開

霧 見 誠 良
(法 政 大 学)

1. 「金融リストラクチャリング」とは何か
2. 江戸時代の決済制度とその安定性
3. 銀行券制度の確立と中央銀行
4. 預金通貨制度の確立
5. むすび

1. 「金融リストラクチャリング」とは何か

いま世界の金融は大きな地殻変動にさらされている。「金融の自由化」を標語として、これまでの金利・業際・内外にからむ諸規制は徐々に撤廃されつつある。規制撤廃を起点とする地殻変動の波は、単にそれにとどまらず、予想もしなかった新たな問題を惹き起こしつつある。「自由化」に伴うリスク、不安定性の増大である。規制の撤廃は、かつてみられた過大な競争を認め、パニックへ至る条件を用意することになる。その可能性を逸早く感知するからこそ、金融当局は、これまでの公的規制を撤廃しつつ、なおかつ過大な競争を惹き起こさず、パニックの勃発を阻止しうるような制度を求めて模索を開始する。そのためには、まず規制撤廃ののち金融がどのように運行するか、また、いかなる問題を生じるか、できる限り正確に予測し、そのうえで最適の制度を構想することが必要であろう。その際、「金融リストラクチャリング」に関する古今東西あらゆる経験知が総動員されなくてはならない。明治変革に際して渋沢

や伊藤らが発揮した識見が想起される。

公的諸規制の撤廃にからむ最大の問題は、預金銀行を核とするこれまでの安定した信用体系が崩れ、不安定となる点にある。近代的な信用制度は、金貨——銀行券——銀行小切手からなる決済制度を軸に成り立っていた。いま、それを支える預金銀行が様々の競争にさらされ、決済制度に揺らぎが生じつつある。

第1に、定期預金から当座預金への振替を認める総合口座、貯蓄口座に小切手振出を認めたNOW勘定、さらに決済手段たる当座預金に付利を認めたスウィープ勘定の出現。これによって、当座預金と貯蓄預金の両分野は統合し、決済手段は拡大、変質していった。

第2に、証券を元本に決済が可能なMMFの出現。預金取扱機関でない証券会社が決済業務に参入する。

第3に、ICカードやEFT（電子決済取引）の発展によって、非金融機関も決済業務に参入しうる途が開かれた。

現在の金融革新の特徴は、これまでの銀行券、小切手のほかに、様々の決済商品が現われたところにある。その背後には情報通信技術の飛躍的発展がある。こうした技術の発展

によって、金融業内部の境界あるいは金融業と商業との境界にあった壁が著しく低くなり、各々相互の競争が激化する。こうした市場構造の変貌は、それまでの貨幣概念に変容を惹き起こす。貨幣概念の変容は当然、そのうえに立つ信用制度そのものの変容を呼び起こさざるをえない。それはまさに「金融のリスクチャリング」と呼ぶにふさわしい。

こうした貨幣概念の変容に基づく「金融のリスクチャリング」の先例として、我々は、19世紀初頭イギリスにおける通貨論争、アメリカの自由銀行論と中央銀行の創設、あるいは両大戦間期における中立貨幣論争と管理通貨制への移行などを挙げることができる。それはいずれも、金貨から銀行券、さらに小切手が貨幣化（あるいは非貨幣化）する際に生ずる信用体系の動揺のなかで、新たな体系の構築を目指す試みに他ならない。いま世界が直面しているのは、まさしくこの問題に他ならない。いま我々が来たるべき金融制度の構図を描こうとすると、こうした先例は多くの示唆を与えるに違いない。このとき、欧米の経験も興味深いが、近代120年、さらに遡って数世紀の蓄積をもつ日本の経験もひるがえってみる価値は充分にある。

本報告の課題は、日本における数世紀に及ぶ貨幣信用制度の展開を、決済システムの安定性という視角から整理し、いまの「金融リスクチャリング」に何らかの示唆を与えるところにある。はじめに江戸時代の両替商を中心とする揺籃期の決済制度を一瞥する。そのうえで、その土壌からどのようにして銀行券、つづいて小切手が貨幣化したか、それぞれの決済制度の特徴と問題点を明らかにする。

2. 江戸時代の決済制度とその安定性

江戸時代は、我々の想像以上に高度の信用制度をもっていた。その担い手は両替商であった。金属貨幣の点でなお不統一を残していたが、あるいはそれゆえに、両替商は広範な商品流通をバックに様々な信用紙券を開発し、現金なしの、実に広汎な信用決済機構を早くから築いていた。以下、主要な決済手段である金属貨幣、藩札、両替商手形の特質をみ、天保以降の物価騰貴として現われる決済の不安定が何に由来するか、検討する。

(1) 三貨制度と悪鋳

徳川時代の貨幣制度は、三貨制度と呼ばれる。金・銀・銅の三つの金属貨幣が、地域・階級・商品の違いによって流通圏を異にし、相互に共存していたからである。徳川幕府は、まず全国に金座・銀座を設け、鑄貨鑄造権を掌握したが、まだ、統一した鑄貨体系をもちえなかった。幕府は、江戸を中心に金貨流通圏を構築したが、大阪・京都を中心とする西日本では、上方商人のもつ経済力に屈し、伝統的な銀貨決済を認めざるをえなかった。そのため、庶民は銅銭、商人は銀貨、武士は金貨と、階級によって決済貨幣を異にすることになった。徳川幕府300年の努力は、西日本を中心とする銀決済を金決済へ変えることに向けられることとなった。

江戸幕府が慶長小判を発行するまで、金・銀貨幣のいずれも秤量貨幣であった。幕府は慶長小判（金貨）を発行するに際し、計数貨幣とした。以来、東の金貨圏では金貨の受け取りに際しそのたびにその純分・重量を計ることはなくなった。これに対し、西の銀貨は伝統的な秤量貨幣のままであった。幕府は明

Ⅱ. 報 告 論 文

和年間（1764～71年）以来、執拗に銀貨の計数貨幣化に努めた。その際銀貨の価値は金貨との計数交換比率によって決められた。天保一分銀の発行（1837年）によって、銀貨の計数貨幣化は完成する。このときなお、丁銀や豆板銀などの秤量貨幣は流通していたが、銀貨の体系は「実質的には金貨体系に吸収され、その独立性を失う」（三上 1975）。

貨幣にとって計数貨幣となることは大きな飛躍である。決済のたびに純分・重量をいちいち計量する手間は計りしれない。幕府は、計数貨幣をテコにして、銀貨圏を実質上、金貨圏に組み込むことに成功したのである。ではなぜ、幕府は執拗に銀貨の計数貨幣化にこだわったのであろうか。江戸に対して自立のかつ優位に立つ上方の経済圏を江戸の支配下におきたいという狙いもある。また幕府は金銀貨を潤沢に供給することができず、こうした貨幣不足を解消するには、悪鑄貨化しか方策がなかった。それは、金属貨幣についてまわる供給の非弾力性、その隘路をひらく紙券化の初期的なあらわれであろう。しかし、そのことは同時に、幕府財政のテコとしても作用する。計数化に伴い「出目」が可能になるからである。計数貨幣であれば悪鑄が可能になり、発行は表示と実質の価値差額を坐して手に入れることができる。貨幣発行特権を独占することで、幕府はみずからの財政窮乏を凌ごうとしたのである。江戸幕府300年は悪鑄の歴史、物価騰貴の歴史である。それは、政治権力がなぜ貨幣発行を独占するか、また、独占するやいかにその特権を乱用するか、示して余りある。

(2) 藩札の二面性

江戸時代の貨幣としては、金属貨幣、両替

商手形、藩札の三種があった。幕府の鑄造金属貨は需要に追いつかず、その不足を埋めるべく地方では藩札が利用された。明治4年の調査によれば、実に244藩（全体の8割）が1,694種の藩札を発行している。さて藩札とは政府紙幣であろうが、その特徴をみておこう。

第1は、発行主体の問題である。当時統一国家の形成途上であったから、藩は現在の地方自治体よりも国に対して独立色が強い。享保15年（1730年）幕府は、藩札発行を許可制とし、その原則をたてたが、その規制がどれほど効果をもったか疑わしい。藩財政の窮迫と通貨不足から藩札が発行されたが、後になると幕府の許可の曖昧なまま実行されるケースも多々あった。

藩札を発行するにあたって、藩は多かれ少なかれ両替商に依存した。両替商に依存しつつ藩が自己の名義で直接発行するケースと、藩が一定額の発行を両替商に請負わせ、両替商の名義で発行するケースがあった。直接発行は藩財政の窮迫、請負発行は経済発展に伴う通貨不足と結びつく。後者のケースでは、両替商は田畑・家屋を抵当に差入れ、一定の運上金を納めることで、紙券発行枠を買い取ったに等しい。公券というよりも私券の性格が強い。いずれにせよ藩札は、公と私の間位置するといえよう。

第2に、発行メカニズムについて。藩札の発行にあたって、ごく少額の取引以外は幕府正貨の流通を禁止するケースが多々あった。たしかに藩札の流通は、領国内における強制通用に基礎づけられていたが、それは、車の一方の輪であって、もう一方の車輪を必要とした。藩札によって正貨を回収し、その正貨を藩札の兌換準備にあてる。藩札は兌換信用

券であって、単なる政府紙幣ではない。作道(1961)の「特殊領国」型では、両替商人が藩専売と結びつき、商業貸付によって商品流通に沿って、藩札が領国ばかりでなく他藩にまで広く流通するケースまで現われている。それは実質的には、両替商の預り手形に著しく近似している。藩札は、政府紙幣と銀行券の二つの性格が重なりあったものといえよう。

第3に、藩札が預り手形と同様、一覽払の自己債務であるならば、当然発行量コントロールの問題に逢着する。

僅かな例から察すると、藩札の正貨準備率は三分の一ほどであったという(山口1966)。しかし天保以降、藩財政が窮迫の度合を強めると、藩札の発行量は増え、準備率が低下していった。それに伴い、藩は正貨兌換に制限を加えるに至った。一方、物価は上昇し、藩札の減価が顕在化するや、藩札が一片の紙切れになるのを恐れた民衆は、札元の両替商に大挙「取付け」におしかけたという。ここにも自己債務証書が貨幣化することの危険をみることができる。

(3) 両替商手形と「銀目廃止」

大阪を中心とする銀貨圏が、いまだなお秤量貨幣であったことは、一方で幕府による計数貨幣化の試みを惹き起こしたが、他方で両替商を中心とする高度な信用手段の発達を促すことになった。取引の度にいちいち金属貨幣を秤量する煩わしさを逃れるために、様々の信用紙券が利用されるに至った。この時すでに現金の節約が、現在の時点からみても驚くべき進展を遂げていたのである。

両替商の活動については、今のところ概略しかわからない。三貨制度のもとでは、金・

銀・銅貨の両替は不可欠であり、全国各地に無数の両替商が存在したと思われる。なかでも大阪の両替信用が際だった発達を遂げていた。そこには信用決済制度の揺籃期をみることができる。

両替商は、単に金銀の両替を行うだけでなく、様々の信用手段を開発し、まさに銀行というべき活動を展開しつつあった。両替商手形のなかには、のちに銀行券と呼ばれ、小切手、商業手形と呼ばれるものが、萌芽形態で含まれていた。

両替商関係の「手形」には、為替手形、振出手形、振差紙、預り手形、大手形、延手形、蔵預り切手の7種があったといわれている。それは、おおよそ以下の4つに大別しうる。

第1は、蔵預り切手で、諸藩の蔵所が倉荷を売った際に、一定期間後受渡しを約束した倉荷証書。

第2は、今でいう商業手形である。ひとつは、大阪・江戸の隔地間の両替商を結んで決済される為替手形。もうひとつは、商人が代金支払に際し、売手に期限付の約束手形(延手形)を振出すもので、両替商がその取立てを行う。両替商引受(acceptance)も行われていた。

第3は、小切手のカテゴリーで、振出手形、振差紙、大手形がこれに属する。振出手形は両替商においてある預金を引当に、預金者が支払に際し受取人に対し振出す支払指図書で、借越も認められている。大手形は、節季払に際し、いま預金がなくとも予定入金を引当に振出すものである。

第4は、預り金を引当に両替商が振出す持参人払の預り手形で、今でいう銀行券に近い。

以上のように江戸時代の両替商は、現在みる信用紙券の多くをすでに開発し、高度の信

Ⅱ. 報 告 論 文

用経済を築いていた。つぎに、こうした両替商信用体系の特徴を、現前のリストラクチャリングを念頭におきつつ、振り返っておこう。

第1に、当時大阪の商人は通常、両替商に預けた預金口座を介して決済を行った。商取引決済は全て「手形」でなされ、現金をみることはなかったという。当時の預金は無利子で、決済のためのものであった。定期性あるいは貯蓄性の預金は存在しなかった。¹⁾ここまで現金の節約が進んだのは、商都大阪を中心に商品経済が著しい発展を遂げたにもかかわらず、統一政治権力による貨幣高権の掌握が遅れ、金属貨幣の計数化が遅れたことに由来する。

第2に、両替商は不十分とはいえ独自の決済組織をもっていた。諸手形の両替商間の決済は、当初正金銀でなされたが、次第に手形でなされるようになった。両替商は通常、親両替を頂点として中両替、小両替と縦に連なる系列グループをなし、決済はこのグループを介して行われた。毎夜九ツ時までになされる両替商間の差引勘定は、親両替あての手形で決済された。親両替相互間の決済は、30日あるいは60日ごとに行われた。その決済も現金でなく手形で行われることが多かったという。このような系列決済は、「協同性」の点でまだ充分でなく、のちの手形交換所組織へ向う過渡形態と位置づけられよう。

第3に、銀行券（預り手形）と預金通貨（振出手形）が、同一の主体、両替商によって供給された。振出手形の発行は預金者が行い、両替商は受動的である。これに対し預り手形は両替商が発行する。同一の預金をもとに、

前者は預金債権が流通するのに対し、後者は債務が流通する。この点が不渡りの際の対応に違いが生じる。両者はともに人から人へ転々流通するが、不渡りとなったとき預り手形であれば所持人の損となるのに対し、振出手形であれば遡及が可能である。

両替商は信用を供与して収益を得るが、振出手形の場合には両替商が限度枠を設けて発行量を制御できる。これに対し、自己債務である預り手形の場合は自己管理しか過剰発行を防ぐ道がない。本来、預り手形は正金銀の預り証であるが、正金銀とのつながりが弱まると、両替商に対する信認が揺らぐ。ここに、預り手形（銀行券）が振出手形（小切手）との共生を断ち切れ、それを担う主体が分化してゆく根拠がある。

第4に、両替商金融の信用創造について。大阪の商取引は「手形」で決済され、両替商から現金（正金銀）が流出することは稀であったから、両替商金融はかなり高度の信用創造を行っていたと思われる。しかし、このことは一方で、両替商手形を「空手形」として危険視する見方を強めることになる。こうした状況のなかで幕府は、一方で、両替商のこうした「手形」取引を不正なものとする布告を発したり、他方逆に、手形所持人がむやみに現金を取付けることのないよう布告を発するに止まった。

明治元年5月、明治新政府は幣制統一の第一歩として「銀目廃止」の挙に出たが、その根底には「空手形」という認識が貫いていた。この一片の布令によって、大阪の両替商組織は崩壊してしまったのである。丁銀・豆板銀

1) 大阪の預金は無利子であった。京都については、利付であったか否かをめぐって論争がある。

の流通を禁止する、これまでの銀目貸借を金（あるいは銭）建に切りかえるというのがその内容であった。両替商手形は丁銀・豆板銀を見返りに振出されるものであったが、こうした秤量銀貨は、幕府の計数貨幣化政策によって次第に流通しなくなった。両替商でも親両替以外は現銀をもたず、「空手形」の色彩を強めていった。新政府による丁銀・豆板銀の流通停止は、現実追認の性格が強かったが、銀建てを突然金建てにせよとの命令は、これまでの両替商による信用機構に対する現実認識を欠くものであった。西欧にも比肩する高度な発展を遂げた大阪の両替商信用機構は、この一片の布告によって30～40軒閉店に追い込まれ、倒壊を余儀なくされた。この一件は、金融リストラクチャリングの失敗例として記憶されるべきである。

(4) 江戸期決済制度の安定性

江戸時代の決済制度は、金属貨幣と、それを節約する藩札と両替商手形の二層からなっていた。幕府は貨幣統一に着手したが、完全に貨幣高権を掌握しえなかった。そのために金属貨幣のレベルで未だ不統一を残した。逆にそれが、紙券による現金節約をおしすすめたのである。その過程で様々な信用手段が開発され、半ば揺籃のまま高度な展開を遂げた。こうした貨幣・信用制度の展開を、決済制度の安定性という点から振り返ってみよう。

天保以降、物価は急騰し、決済の安定性は失われたように見える。これまでの金融史・物価史研究によれば、幕府による悪鑄がその要因として挙げられている。これに対して、藩札や両替商手形の増発がどれほどの影響を与えたか、立ち入った研究はない。藩札をめ

ぐる「札遣し」一揆、あるいは両替商に対する取付けなど、決済が不安定化した例を幾つかうかがうことができる。しかし一般的に言えば、幕府による金属貨幣が際立って不安定である。つづいて藩札であって、「空手形」と指弾された両替商手形が最も安定的であった。もっともこうした対照も情報の偏在によるところが大きいかもしれない。両替商信用体系が安定的であったか否か、さらに検証される必要がある。しかしその点で強調しておかななくてはならないのは、両替商はほとんどの商人から決済資金を無利子で預っており、貯蓄性の預金は存在しなかった点である。両替商は純粹の決済銀行に近い。信用創造もあったであろう。しかし、この点は決済機構の不安定に結びつかない。むしろ両替商が大名貸を累積させていた点が問題であろう。大名貸といっても藩営専売産物への融資が多い。いうならば、現在の途上国の累積債務に近い。このソブリンものが自己資本による貸出であれば、さきほどの決済機構への影響は少ない。それが両替商手形でなされていたならば、債務不履行によって両替商決済機構も動揺を免れないであろう。

しかし江戸時代の決済制度を一望して得られる最大の教訓は、政府財政の要求に貨幣制度がひきずられるとき、決済制度は必ず動揺する、この一事であろう。

3. 銀行券制度の確立と中央銀行

近代的信用制度が生成するための第1のリストラクチャリングは、銀行券制度の確立である。金属貨幣とならんで銀行券なる紙券が貨幣機能を営むためには、どのような条件、制度を必要とするのか、現在銀行券の発行は中央銀行にのみ許されているが、両者はどの

ような関係に立つのか。なぜ銀行が生まれ、なぜ中央銀行が生まれたのか。明治初年の金融リストラクチャリング、その試行錯誤を追うなかで、この問題に迫る。

(1) 貨幣制度の統一と政府紙幣

明治元年（1867年）4月、明治新政府は、統一的な貨幣制度の再建に着手した。度重なる悪鑄、藩札の乱発、金貨流出などにより、旧幕府の貨幣制度は崩壊に瀕していた。新政府はまず、全国画一貨幣を新鑄することで、旧幕下の金・銀・銅からなる不統一の三貨制度に終止符を打とうとした。「銀目手形」の廃止は、その一環をなすものであった。しかし金銀並行する三貨制度の影は大きく、新政府も本位貨幣を金にするか、銀にするかで動揺を続け、結局、金銀複本位制に落ち着いた。

新政府は、租税徴収に際し、藩札で受け入れれば、その換算という難問に逢着せざるをえず、金銀鑄貨のみならず紙券の統一をも行わざるをえなかった。旧幕府が半ばなし遂げた計数貨幣化を完成し、貨幣高権を手中にするや、すぐに政府紙幣の発行に踏み切った。貨幣高権を完全にものにした以上、旧幕府のように悪鑄という中途半端な策でなく、無価値の紙幣によっても発行益を得ることができる。維新政府の面々には、貨幣発行の権限を全て政府が独占するという認識をもっていたと思われる。「銀目手形」の廃止も、政府紙幣を促進する目的でなされたのである。

当初、新政府財政の任にあたったのは、由利公正であった。彼はかつて、福井藩で藩札を発行した経験をもっていた。由利が大政官札を発行したとき念頭においていたのは、かつての藩札であった。藩札は兌換準備をもつ信用紙券であるが、藩権力の過渡性を反映し

政府紙幣と銀行券の中間をゆくものであった。由利は、藩札の政府紙幣的側面を継承し発展しようとしたのである。兌換という銀行券的性格は、藩が貨幣高権をもっていないためのやむをえざる妥協であり、統一政治権力たる明治政府にとって、二次的なものとされた。

明治政府は、国庫窮迫の援助、殖産興業の目的から、大政官札を皮切りに次々と政府紙幣を発行した。明治7年には政府紙幣の流通は1億円を越えた。その後西南戦争の戦費調達のため、明治11年にはさらに4千万円増加した。こうした政府紙幣の大増発は、激しい物価騰貴と正貨の流出を招き、新政権の足元をゆさぶった。貨幣発行権限を全て政府が独占するという由利の構想は、はやくも挫折を余儀なくされたのである。

(2) 政府紙幣から兌換銀行券へ

政府紙幣整理の問題に直面した政府は、一転して貨幣発行主体を分割・委任する途を選んだ。国立銀行を創設し、兌換銀行券を発行する。資本金として払込まれた政府紙幣を政府に預託し、そのかわりに得た政府公債を抵当にして兌換銀行券の下付を受ける。このカラクリによって政府紙幣は兌換銀行券に転換する。それはアメリカ国法銀行を範とする。そのとき兌換準備を政府紙幣にするか金貨にするか、この点でもめた。イングランド銀行を範とする吉田清成らは、強力に金兌換と高率の金準備を主張した。論点は、政府紙幣を正貨と並んで現金と扱うことができるか、この点にあった。伊藤博文ら紙幣兌換論者は自らの主張を貫徹せず、結局金兌換と高率準備の修正を受け入れた。

この妥協のゆえに、国立銀行は魅力を失い、

予想に反し4行しか組織されなかった。またインフレ下、紙券の信用が失墜している折、兌換銀行券は兌換され還流してしまい、政府紙幣に代わるという目的は果すことができなかった。ここで政府は軌道修正をはかった。

- ① 金兌換を政府紙幣兌換とする。
- ② 兌換準備を資本金の10分の4から10分の2へ引下げる。
- ③ 銀行券発行額を資本金の10分の6から10分の8へ引上げる。
- ④ 資本金は公債による払込を認める。

この修正によって国立銀行は著しく有利となり、各地に続々と設立された。明治12年末の設立期限までに153行が認可され、国立銀行券の流通高は3千万円に及んだ。しかし、このとき政府紙幣は1億円から1億3千万円まで増加し、併せて紙券は6千万円、50%の増加となった。物価は急騰し、再び焦点は紙幣整理に向けられることとなった。

それでは、明治8年から13年にかけての物価騰貴は、どこに問題があったのであろうか。政府紙幣か、それとも銀行券か。増加量はともに3千万円で、ほぼ互角である。国立銀行券発行高3,400万円のうち1,500万円は、西南戦争の戦費調達に際し政府が第十五国立銀行から借入れた分である。国立銀行券の発行は、条例によって定められた上限3,411万円をほぼ満たしていた。第十五銀行の対政府貸付分を除いて、152行がほぼ2千万円、1行あたり僅かに13万円にすぎない。

以上の事実は、この時の物価騰貴——紙券増発の責任の過半は、政府に求めるべきことを示している。第十五銀行による対政府貸出を除いた民間ベースでの国立銀行券は、過剰に発行されたとはいえない。「発券集中がなかったから、銀行券が過剰に発行された」と

主張することができない。そこには条例による発行量の上限規制があったことを忘れてはならない。この政府の銀行券の発行規制は、日銀の創設とともに移管される。

(3) 中央銀行の自立と決済制度の安定

明治政府は当初、金貨に続く決済手段として政府紙幣の貨幣化を試みたが、物価騰貴のなかで挫折に終わった。そこで政府は一転して銀行券の貨幣化の戦略をとった。しかしそれは純然たる民間銀行券の形をとらなかった。国立銀行は純然たる国立銀行でもないし、純然たる民間銀行でもなかった。それは江戸時代の両替預り手形と藩札の伝統を引き継ぐものであった。しかし国立銀行による政府紙幣整理は失敗に終わった。失敗の主たる原因は、まだ政府財政当局が貨幣発行権限を握り、政府財政の求めに応じて自由に政府紙幣を発行しうる体制そのものにあった。国立銀行は、その発行量を政府に制限される身であって、財政当局をチェックする力はない。解決の唯一の途は、政府機能のうち財政と貨幣を主体的にも分離・独立させることであろう。ここに大蔵省と中央銀行の分化が始まる。政府財政からの中央銀行の分化といっても、漸く貨幣高権を手中にしたばかりでは、自立のための実体を欠く。それは、旧幕下の兌換銀行券の伝統を引き継ぐことによって始めて可能となる。両替商預り手形+藩札の伝統のうえに立つ国立銀行券を集中することによって、中央銀行としての実体をうる。伝統ある民間の信用力を自らの基礎に組み込むことによって、政府の一部局たる中央銀行が、政府財政の強い要求に初めて抗することができる。ここに金貨——銀行券からなる安定した決済制度が姿を現わす。

明治15年(1882年)日本銀行が創設された。それは、政府における貨幣発行・統制機能の分離・自立化の要請と、銀行券発行コントロールの要請とが交差したところに生まれた。官と民の二つの力をバックにして、日本銀行券は政府紙幣、国立銀行券を吸収し、確固たる信用を勝ち取ったのである。しかし、政府は昔の夢をぬぐいさることができず、窮すると中央銀行が政府財政の要請に応えるよう迫りがちである。中央銀行がその自立性を喪失するとき、決済制度は動揺する。

4. 預金通貨制度の確立

近代的な信用制度が確立するために必要なリストラクチャリングの第2段階は、預金通貨の登場である。金貨、銀行券と並んで預金＝小切手が貨幣化するに伴い、信用制度はさらに高度化する。現在の信用制度の骨格がここに形成される。それでは、こうした預金の貨幣化はどうして起こったのであろうか。これに対して金融当局は、どのように対応したであろうか。また預金が貨幣化するとき、どのような形態がありうるであろうか。さらに、預金の貨幣化によって高度化した信用制度はどのような問題点を抱えることになったか、安定性はどのような条件のもとで揺いだか、以下概観する。

(1) 信用制度の重層化と「現金」の節約

日本における預金の貨幣化、預金銀行の形成・確立は、日清・日露の戦間期に一挙に進んだ。先にみたように日本には、「銀行券」同様、預金通貨も長い伝統をもっている。近代的な信用制度として展開するためには、両者は明確に分離される必要がある。その分化は、銀行券の発行権限を集中するという国家

の力を介して始めて実現する。153の国立銀行は発券銀行としてスタートしたが、紙幣統一の目的から日本銀行が創設されるや、発行権限は明治32年までに剥奪され、全て日銀に集中されることになった。発券特権を奪われた国立銀行は、預金取引に依存せざるをえず、もともと発券特権をもたない私立銀行と合流し、預金銀行となった。

銀行券は銀行が発行権限をもつものに対し、預金通貨＝小切手は顧客がその権限をもつ点に違いがあるが、両者はともに「受ける信用で貸す」という共通の原理にたつ。それゆえ、これまで銀行券が流通していたところに、預金通貨が代って浸透する。そして銀行券はそれまで金貨が占めていた地位にたち、「現金」化する。銀行券は、預金銀行の支払準備に格上げされ、押し出された金貨は中央銀行日銀の支払準備として集中される。こうして信用制度は、金貨——銀行券の二層から、金貨——銀行券——預金通貨の三層構造へと重層化し、高度化してゆく。

他方、渋沢ら当時の金融家は、小切手流通と並んで早くから商業手形流通の振興に力を注いだ。銀行券、小切手と違って、手形割引形式は、日本の伝統にはなかった。そのためにその浸透は容易ではなかったが、商人、企業間の取引に手形決済が徐々に浸透していった。こうして、商取引の多くは手形で決済され、その尻を小切手で決済するという構造が定着する。その結果、日露戦争直前には、日本の信用制度は、手形——小切手——銀行券——金貨の四層からなる重層的な決済制度をもつに至る。

このような決済制度の重層化を推し進めたものは何であろうか。重層化はさらに進むであろうか。そのとき決済制度はいかなる問題

に逢着するであろうか。簡単に展望しておこう。

第1に、決済制度重層化の起動力は、「現金」の節約にあった。もともと現金は金銀貨であった。現金節約の起動力が働いて、信用手段たる銀行券が貨幣化し、「現金」扱いされることになる。さらに、この「現金」化した銀行券を節約するように、預金通貨が浸透してゆく。預金通貨はまず、商業流通すなわち企業（商人）間取引に浸透する。しかし、賃金の支払と、その最終財の購入（一般流通）の決済からなる所得循環には、預金通貨は浸透せず、現金たる銀行券が使われる。

第2に、預金通貨はなぜ商業流通に浸透しても、一般流通に浸透しないのであろうか。商業流通は企業（商人）間取引からなる。企業間取引は元来一連の生産工程が分化したものである。歴史をさかのぼると、それは一企業内の諸工程に帰着する。そこには一体性、共同性が働いている。その共同性は、企業内分業が企業間分業に転化しても引き継がれる。企業間信用（掛売・掛買）はその現れである。こうした企業間信用の連鎖があるから、手形や小切手が人から人へと転々流通するのである。「裏書」なる形式は、こうした商業流通を貫く「共同性」を見事に表している。たとえ不渡りになっても、その責任は共同で負う、それが裏書遡求の根底にある。

銀行はもともとこうした企業（商人間）取引——手形流通のなかから生まれたものである。それゆえ、銀行も商業流通の「共同性」を引き継ぐ。それは、手形交換所、インターバンク市場、中央銀行などの共同組織化として現れる。

第3に、「現金」節約の流れは、こうした商品流通（企業間取引）と一般流通（所得循

環）の壁を乗り越える。これまで商業流通の決済は、金貨→銀行券→小切手へと代位された。これに対し一般流通の決済は、金貨→銀行券のレベルにとどまる。しかしエレクトロニクスの技術はこの壁を越えつつある。所得循環における「現金」（銀行券）の節約という新たな進展が起きている。給与・支払の自動振込、カードの普及はまだその発端にすぎない。かつて金貨が我々の視界から消失したように、銀行券もいずれ消え去るであろう。

第4に、預金銀行が所得の流れに積極的に関与することは、本来の決済機能に思わぬ影を及ぼすことになる。その潜在的な第一歩は、預金銀行が決済性預金ばかりでなく、貯蓄性の預金を受入れたときに始まる。この貯蓄——投資への参入は、貯蓄機関、証券、信託、保険会社と預金銀行が競争状態に入ったことを意味する。この競争によって、決済性預金も付利され、貯蓄性を併せもつに至る。当座預金無利子が守られていたあいだは、決済制度としての安定性を保ちうるが、当座預金付利とともに、預金銀行は決済機構としての性格を薄めてゆく。

(2) 預金の形態分化と決済

現在、総合口座やスウィープ勘定などが出現し、当座・定期・貯蓄預金など、諸預金の機能・形態上の線引きが不分明になりつつある。それは、諸預金＝サブマーケットの垣根が低くなり、預金全体をつつむ単一マーケットへ向いつつあることを意味する。ここでの問題は、諸預金の形態分化、融合がどのような意味をもつのか、歴史的に振り返るところにある。

こうした観点から明治来の預金市場のありようを振り返ってみると、日清・日露の戦間

Ⅱ. 報 告 論 文

期が全体を二分する構造的転換点であることが浮び上がってくる。1901年（明治34年）の金融恐慌を分水嶺として、当座、定期、貯蓄預金などの機能上の分化が起こり、現在に至る。以下、預金市場に起きた構造変化を一望する。

第1点、当座預金付利について。

明治10年代導入当初、当座預金は一般に無利子か、あるいは年率3%ぐらいの低い金利がつけられ、かつ変動は少なく、固定的であった。それは、徳川時代の預金勘定が無利子であったこと、ならびに当時模範とされた西欧で当座預金が無利子とされていたことによる。しかし、明治20年代の産業勃興期に入ると、当座預金金利は次第に弾力化し、徐々に高い金利がつけられるようになる。

一方、定期預金は、6か月、12か月以上ものが大勢を占め、年率10%近い金利がつけられ、その変動は弾力的であった。20年代の企業勃興とともに、定期預金金利は低下し、また弾力性を失っていった。その結果、当座預金金利との差は、年率にして平均2%以下に縮まった。国立銀行の発券権限が剥奪される明治30年から34年にかけて、当座預金の金利は7%水準まで急騰し、定期預金金利との差は平均1%へ縮まった。

ところが、明治34年（1901年）金融恐慌後の金利低下局面のなかで、当座預金の金利が特に下がり、日露戦争直前には、ほぼ日歩1厘（年率3.65%）を超えなくなった。付利の最低残高も10円から100円へと徐々に引き上げられていった。その結果、当座預金の最高金利でも、3か月定期預金金利を、年率にして2~3%下回るに至った。こうした当座預金金利の縮減は以降構造化し、第二次大戦後に無利子となった。

第2点、預け入れ期間について。

当座預金が要求払いであるのに対し、定期預金は期限つきであるところに商品特性がある。一応3か月、6か月、12か月以上の三つの商品が導入された。ところが期限前解約に対しルーズであった。期限前に解約してもペナルティがとられることなく、そのままの金利がつけられたからである。

世紀転換期ごろから徐々に社債、国債、株式市場が成長を遂げるにつれ、定期預金との裁定が意識され、期限前の解約に対して厳しくなった。次第に、中途解約に際し当座預金以下の低い金利が適用される慣行が定着していった。

第3点、小切手の振出について。

小口の零細貯蓄には、専門機関として貯蓄銀行と郵便貯金があった。これに対し、普通銀行は、特別（あるいは小口）当座預金という商品を開発して、零細貯蓄の吸収に努めた。応々にして、特別当座預金から小切手が振り出されることがあった。その後、特別当座預金の小切手振り出しが抑制され、当座預金との違いが明確となった。特別当座預金はその後現在の普通預金となる。

第4点、当座預金決済の一般化。

明治10、20年代においては、手形割引、貸付などの貸出は、当座預金勘定を介して行われず、直接「現金」たる銀行券が引き出された。決済勘定として預金がまだ一般化しておらず、預金取引がないのに割引取引が行われるということがあった。明治34年金融恐慌以後、徐々にではあるが、貸出に際し「預金を設定して貸す」という当座勘定決済が普及していった。手形流通に小切手流通が結びつき、貸出の度に銀行券が流出することがなくなった。

以上の変貌は、当座預金が、定期・貯蓄預

金と明確に分化を遂げ、預金通貨として機能し始めたことを意味する。商人や企業が当座預金を、貯蓄としてよりも、商取引のための決済勘定として利用するようになったのである。この分化をもって、日本において預金の貨幣化、預金銀行の成立指標としうる。

しかしここで江戸時代の両替商の決済機構を想起しよう。両替商の預金は全て無利子の決済通貨であった。貯蓄性の預金は存在しなかった。これに対して明治以降の預金は元々貯蓄性を色濃く帯びた預金であった。むしろそのなかから決済性の預金が分化してきたのである。両替商の決済機構が決済制度を最も純粋に示しているとすれば、明治以降の預金銀行は、決済性預金以外に貯蓄性の預金をもっている点で多様化しているとすべきであろう。決済性預金のほかに長期の貯蓄性預金を受け入れるや、預金銀行は決済機能以外に貯蓄——投資を結ぶ融資機能を果さざるをえなくなる。決済性預金から貯蓄性預金へ資金源を移すことは、預金銀行の変容を意味する。資金源の多様化は、ひとまず預金銀行の経営基盤を強化するものであるが、長期的、原理的には預金銀行を預金銀行たらしめている根幹、決済業務を掘り崩すことにつながる。貯蓄性の預金を取扱い、貯蓄——投資の領域に参入するや、いずれ当座預金の付利は避けられない。そのとき収益を維持するには、リスクは高いが利子も高い資産に投資するか、預金比率を下げ自己資本の比率を上げるしか途はない。前者は、決済制度を不安定にし、後者は決済機能からの離脱を意味する。

(3) 中央銀行、手形交換所、コール市場

小切手流通が一般化し、預金が貨幣化するに伴い、そのための決済機構が新たに組織さ

れる。その中心をなす組織が、手形交換所である。小切手が転々流通するようになると、それを受け取った銀行は、それが振り出された口座銀行から現金の取立てを行わざるをえない。大量の小切手をいちいち取立てては手間がかかる。それを一か所に集めて行えば至極効率的である。相互の差額だけが決済され、「現金」も大きく節約される。これが手形交換所が預金の貨幣化に伴って組織される起動力である。こうした新しい組織化の動きに対して、中央銀行を軸とする「現金」組織は、どのような関係を築くであろうか。日本における交換所組織化の特徴をみておこう。

第1に、日本における手形交換所の組織化は、欧米に遜色ない早い時期に行われた。日本での嚆矢は、明治12年(1879年)渋沢ら民間銀行家の努力によって、大阪で放たれた。引き続いて東京でも組織化が試みられたが、果せず、それから8年後の明治20年(1887年)12月に漸く開かれた。西欧では、ロンドンが1773年とひとときわ早い、ニューヨーク1853年、パリ1872年、ベルリン1883年であって、日本は全く遜色ない。日本における手形交換所の組織化は、経済の発展段階に比べれば、かなり早い。江戸時代の大阪には、すでに高度の「小切手」(＝振出手形)流通の経験をもっていたからである。東京が遅れたのも、江戸が消費都市であって現金決済が一般的であったためである。

第2に、初期の手形交換所は、民間の自主的な活動として組織された。大阪の場合には、日銀が創設される以前に活動を始めていたし、東京の場合でも、当初日銀とはなんの関わりももたなかった。交換尻の決済は、徳川両替商同様、新たに小切手を振出すことでなされた。しかしこの交換方式には幾つかの間

題点があった。

- ① 全ての手形・小切手が必ずしも交換所へ提出されるよう義務づけられていなかった。
- ② 交換尻負けの銀行は、勝ち銀行に新たに交換所を介して小切手を振り出してそのマイナスを決済するが、その小切手が翌日の交換に出されるか、店頭で現金請求されるか判らず、余計の準備を必要とした。
- ③ ロンドンの交換所が中央銀行勘定を介して決済を行い、ニューヨークの交換所では主に現金で決済されたのに比べると、現金が出動しない点でニューヨークより勝っていたが、最終決済 finality の点で不安定さを免れなかった。負け銀行がもし「破産鎖店」するようなことがあれば、交換業務は立ちゆかなくなるであろう。そうした場合の備えとして、交換所からの除名、あるいは同盟各行に公債5千円を担保として収めるなどの規定はもっていたが、いざ支払不能が生じたときどう対処すべきか、「繰戻し (unwinding)」などの規定はもっていなかった。

こうした finality の欠如については、大阪交換所が組織された直後の明治13年、はやくも大蔵省は気づいており、ロンドン流の中央銀行勘定決済が完全であるが、今のところ無理であるから、ニューヨーク流の確実な交換法へ改正するよう説いている。

しかし、この点の改正はなかなか実現しなかった。日銀が活動を開始した直後の明治17年、大阪の交換所がロンドン流の中央銀行勘定決済に移ったが、失敗に終わった。その後、明治24年3月、東京の交換所が日銀勘定決済に移行し、さらに遅れて明治29年4月、大阪でも日銀勘定決済の交換所が組織された。

この編成替によって、預金通貨の集中決済にまつわる機構上の不安定性はかなり除去された。例えば、加盟条件を厳しくすること——日銀に当座勘定をもっている、匿名投票で四分の三の同意など——、保証として国債を一万円つむこと、支払不能に際し交換「繰戻し」ルールをもったこと、なかでも最大の効果は、日銀勘定による最終決済を行うことになったことである。こうした組織上の整備によって、預金は通貨として機能しうる体制を整えたといえよう。

第3に、初期の自生的に組織された手形交換所は、手形交換と同時に再割引市場の機能も果していた。明治12年創立の大阪の手形交換所は、手形交換と並んで為替売買、資金貸借を最初から行った。東京では手形交換は時期尚早を理由に断念されたが、銀行間の為替・手形売買のための為替（手形）取引所が先行して組織され、8年後の明治20年、そこに手形交換が並行して行われるようになった。

初期の交換所は、手形交換と並んで再割引機能を果したが、それはのちに明確な姿をとる手形交換所、中央銀行、コール市場の3つが未分化のまま現れたものである。その共生は日銀の誕生とともに分解を遂げる。明治23年東京の交換所がロンドン型の日銀当座勘定を介した交換尻決済方式に再編されるや、為替・手形売買業務は交換所組織から切り離された。一方、長い間民間の自主組織として日銀と無関係に活動を続けた大阪の交換所も、明治29年、手形売買業務の行詰りから、再編を余儀なくされた。以前から、交換所の手形売買市場が固定化しつつあると危惧の念を抱いていた日銀は、明治30年4月、第一、三井など大銀行12行と計って、日銀当座勘定決済

方式による新交換所を組織した。その年の11月、旧交換所の手形売買が行き詰ると、日銀は300万円の救済融資を投じ、パニックの勃発を防ぐ一方で、旧交換所の廃止を訴えた。この再編によって、大阪でも交換所組織から手形売買業務は切り離されることとなった。

初期の交換所は、手形交換、中央銀行、コール市場が三位一体化されたものであるが、まず日銀が分化し、交換所を自己の傘下に組み込むや、残された二つの機能も、近代的な手形交換所とコール市場へと転変を遂げてゆく。こうして、手形交換所は日銀当座勘定の振替で決済され、その際の資金需給の調整はコール市場でなされるようになる。中央銀行の両脇に手形交換所とコール市場が控えるという預金銀行主義的信用機構が完成する。

(4) 公的振替制

商取引の決済を預金勘定を介して行うという場合、二つの方法がありうる。ひとつは譲渡可能な小切手によるもので、制度としては手形交換制が組織される。もうひとつは、譲渡不能振替伝票によるもので、制度としては振替 GIRO 制が組織される。英・米では手形交換制がとられたのに対し、独・仏などの大陸諸国では公的振替性が大きな位置を占めた。日本においても手形交換制に対して公的振替制の試みがあった。ここでは、日本信用機構におけるもうひとつの選択肢として、公的振替制の歴史を振り返る。

公的決済制度の嚆矢は、郵便為替である。遠隔地間の送金制度として、郵便局は明治6年まず「金子入書状」(貨幣封入郵便)を始め、2年後の8年には、全国110の主要駅通局を結んで郵便為替制度を開始した。この便宜は繁雑な現金輸送にかわるものとして大いに利

用された。しかし各地に国立銀行が設立されるや、銀行為替が郵便為替にかわって為替決済の主流を占めるに至った。明治15年郵便為替に一口30円という上限がつけられ、以降大口送金は銀行為替、小口は郵便為替へという分業関係が形づくられた。

郵便局につづいて公的決済の領域に手をつけたのは、日本銀行である。それは長い間、手形交換所との摩擦を惹き起こした。

明治23年4月、日銀は交換所を介さない一種の公的振替決済を開始した。日銀は、本支店で受入れた小切手を当日ただちに支払銀行の当座勘定において差引決済する便宜を始めたのである。これに驚いた東京の交換所は、日銀をとりこんで、渋沢の宿願である全国決済機構を構築すべく検討に入った。その結果つぎのごとき、日本の信用機構の将来に関する選択を日銀に迫った。

手形交換所に日銀も参加し、日銀が受入れた手形は全て交換所へ持出すこと、いわば手形交換所の拡充策である。もしそれができないならば、交換所は廃止し、各銀行が受入れた手形・小切手は全て日銀の当座勘定に振込み、振替決済する。それは、先に日銀が開始した公的振替決済へ全て集中する案である。

それは日本の決済制度を民間の優位に置くか、公的機関を主体とするかを迫るものであった。交換所側の厳しい要請に対し、日銀は手形交換所拡充案を指示せざるをえなかった。

ここで日銀は、イギリスの交換所を範にとり、小切手流通の奨励、現金の節約、資本の効率運用の観点から、日銀当座勘定——手形交換所を、日本信用機構の基幹とする旗幟を明らかにした。

しかしその後10年余り、日銀は交換所非加

盟銀行に対しても無手数料で振替決済を続けた。そのため交換所は不振を続けた。しかし日銀は、国立銀行の発券特権の剝奪のなかで、預金銀行化を促すべく、明治30年（1897年）11月、日銀による直接振替決済の廃止に漸く踏み切った。その理由は、小切手流通を一層促進し交換所を支援すること、ならびに振替に伴う繁雑な手数を回避することの二つがあった。ここに漸く、日銀は手形交換所の背後に退き、ロンドン型の交換所を基幹とする決済制度が編成されたのである。

しかし隔地間の決済は、難しい問題をはらんでいた。この点で公的振替制への揺り戻しは避けられなかった。

全国各地の大都市に次々と手形交換所が組織されたが、それは「地方」的な決済点にすぎなかった。ロンドンのような地方手形交換をもたなかったからである。明治36年（1903年）全国手形交換所連合会の結成の波のなかで、全国決済機構組織化の試みが起った。その方途として、地方手形交換の導入による交換所の拡充策と、中央銀行による公的振替制（GIRO）があった。日銀の本支店数が少ないことから公的振替制は退けられ、地方手形交換の導入が具体的に検討された。しかし1,800の普通銀行が縦に分散する状況下では、地方交換に際しマネーセンター銀行となる都市の大銀行は龐大な事務を負わざるをえない。ここで交換所側は地方交換の導入をあきらめ、一転して日銀に対し、隔地間決済に公的振替の便宜を開くよう求めた。日銀は慎重な姿勢を崩さなかったが、日露戦争を境に、民間では当座振込の方法が普及し、明治39年以降郵便局も郵便振替を開始したのをうけて、大正4年（1915年）漸く当座付替制度を創設し、民間の要請に応えた。

ジグザグをたどりながらも日本の決済制度は、各地の手形交換所を軸にして、周辺の隔地間を日銀当座振替が補うという構造に落ち着いた。手形交換所と公的振替の組み合わせという点からみると、隔地間も同地間も交換所がカバーするイギリス、公的振替が優勢で交換所がふるわないドイツ、フランスこの二つが両極北に立つ。長い間中央銀行をもたず手形交換所が決済の中心を占めたアメリカでは、1914年連邦準備銀行の創設と同時にFedwireによる隔地間振替決済サービスを開始した。こうした違いは、各国の預金銀行化の進展とパラレルであり、また各国における中央銀行像の違いによる。19世紀後半、「民衆化」のスローガンのもとに、地方支店・出張所を増設し、個人向け取引を積極的に拡張していった独・仏の中央銀行も、その後「銀行の銀行」へ軌道を修正していった。そのため世界の大勢は、民間の手形交換所方式へ向い、公的決済は後退していった。例えば、現在日本では、同地決済は交換所、隔地間決済は全銀システムと、いずれも民間集中決済方式がとられている。ところが最近、システム・リスクの観点から、交換所決済などのマルチラテラルな決済制度のもつ問題点が指摘され、そうした流れのなかでアメリカではFedwireが見直され、日本でも日銀ネット稼働が日程にのぼっている。

これまでの日本の展開をふまえつつ、民間の手形交換制度と公的振替制度の特徴を整理しておこう。

第1に、小切手制度は、譲渡性の支払指図証（小切手）が人から人へ移転する（out house）ことで、預金勘定の振替がなされ、その最終の決済が交換所で一括集中して行われる。これに対し公的振替制度は、非譲渡性

の振替伝票によって預金の振替が公的組織の内で (in house) ひとつひとつなされる。交換所制度が市場を介したオープンなシステムであるのに対し、公的振替制度は内部組織によるクローズド・システムである。

第2に、それゆえ、もともと手形交換所制度では市場参加者の無数の手で行われていたことが、公的振替制度では一組織内で行われる。交換所制度が果す決済の量は巨大である。交換所の決済は氷山の一角にすぎない。その下に、手形や小切手が人から人へ転々流通することで決済される長い連鎖がある。こうした万人による決済の全てを、ひとつあるいは幾つかの組織が代行することはもちろんできない。万人の手によるものを一か所に集中することのコストとリスクを考えるならば、公的振替制の拡大にもおのずと限界がある。

しかしコンピュータ技術の発展如何によっては、相殺のための事務コストが著しく軽減し、費用対効果の点から公的振替制が現実性をもつ可能性もでてきた。その際、民間銀行システム、中央銀行システム、郵便局システムの三つが可能性をもっている。郵便局は膨大な支店網を生かし、顧客レベルの振替に力を注いでいる。しかし迅速性と普及性の点で現在の銀行システムに匹敵するシステムを構築することは、費用対効果の点から出来ないであろう。迅速さを要しない個人間の振替業務に特化してゆくであろう。顧客レベルの決済は自行内で振替が行われ、その尻が銀行間の決済として行われる。この銀行間の決済について、民間銀行システムと中央銀行システムの関係が問題となりうる。この点については、ただ費用対効果の観点から評価するのは不十分である。以下のごときリスクの問題も射程に入れて議論すべきであろう。

第3に、手形交換制度は、一括集中多角決済であるから、一点が崩れると全体に波及するというシステム・リスクを抱えている。それは、コンピュータの故障など機械的なものと、銀行の支払不能という金融的なものからなる。この点から決済の finality という問題が強く認識されるようになった。交換所を軸とするピラミッド型の信用体系では、最終決済 finality は交換尻が日銀勘定に振替られた時点である。信用ピラミッドの高さは、「現金」の節約、効率性の程度を示すと同時に、リスクの大きさも示している。特に、銀行間の振替決済が単に顧客間決済の尻だけにとどまらず、金融取引の国際化・巨大化に伴う自律的取引による部分が大きくなると、銀行間決済に伴うリスクも飛躍的に大きくなる。この点で、公的システムの補完も必要となろう。しかし、リスクの回避は、銀行だけでなく一般顧客にも共通する。大口の送金者はリスクを回避すべく公的決済システムを利用しようとするであろう。次第に公的システムは肥大化してゆく。公的決済システムの意義と限界を明確にしておく必要がある。

第4に、信用ピラミッドの基底には、商取引に基づく企業間・商人間の信用がある。その信用の連鎖には「共同性」が働いている。この「共同性」は、企業間では手形・小切手の裏書遡及、銀行間ではコール市場、あるいは交換所同盟救済、さらには日銀融資として現れ、信用連鎖に伴うリスクの波及を防いできた。

しかし EFT の普及によって、これまで手形・小切手の裏書という形をとって表れていた「共同性」は個々に分断してしまうであろうし、商取引、金融の国際化に伴い、かつての「共同性」では対応できない問題が現れつ

つある。救済融資の重みで身動きのとれなくなった1920年代の日本銀行の轍をふまないためにも、民間レベルでの新たな「共同性」を模索し、民間によるリスクの波及遮断の方法・機構を構築する必要がある。

(5) 預金銀行と金融恐慌

決済機能を営むだけでは、銀行とはいえない。預金を預かりその振替によって商取引の決済を代行するだけでは、それは振替機関と呼ぶべきで、銀行ではない。その預金をもとに信用を供与してはじめて銀行と呼びうる。銀行は、決済 payment と融資 finance の二つの機能を果す。二つの機能が分離されることなく、ひとつの主体に統合されるところに銀行の魔可不思議さがある。

銀行による融資は、預金通貨の形態をまとして行われる。受信（＝決済）は与信（＝融資）に引きずられる。決済機能の点からいえば、貨幣化した預金の価値は、現金（＝銀行券）との交換性によって保証されている。しかし、融資が十分にコントロールされなければ、預金通貨の信用は揺らぎ、銀行券が預金通貨にとってかわる。この銀行券の流出が預金の取付けである。

決済の安定性すなわち預金通貨のコントロールのためには、融資をコントロールするしか方法がない。そのために考え出されたのが、真正手形説 Real Bill Doctorin である。商取引の実需に起因する商業手形を割引いている限り、期間が来れば返済されるから、預金通貨は短期間ふくらむことはあっても、長期に過大となることはないというのである。ここから、商取引にねざした短期の融資に投資を制限すべきだとする商業銀行主義が生まれる。

明治時代の銀行は、一応理念上は商業銀行主義を唱えていた。しかし当時、商取引に商業手形決済は浸透しておらず、商業銀行主義を支える現実的基盤を欠いていた。それゆえ貸出は、株式あるいは不動産担保貸、あるいは単名手形割引（手形貸付）の形をとって行われた。商業手形割引の実体を欠きながら、短期の手形割引という形式だけが執拗に求められた。株式担保にしる単名手形にしる、商業手形に備わった自己流動性を欠いていた。特に株式担保の場合には、株価が暴落するや、銀行は貸出の固定から預金の取付けに直面することとなる。

こうした貸出構成は、明治初期、預金に対して自己資本の比率が高いときはさほど問題がない。日清戦争後、次第に自己資本の比重が下がり、預金の比重が上がるにつれ、問題が顕在化してくる。特にその過程で預金吸収をめぐる激しい争奪戦が行われ、預金金利は10%に近い高水準にまで上昇し、本来無利子の当座預金の金利も、定期預金に近い金利まで上昇してしまった。こうした預金金利の上昇に対して銀行は、資金をより高利の資産に投ぜざるをえない。日清戦争後、普通銀行の資産内容は一挙に悪化していった。その矛盾は、明治34年、京阪神・九州を中心に全国を襲った激的な金融恐慌として顕在化する。それは、金本位制への移行と預金銀行化を軸とする第2の「金融リストラクチャリング」がもたらした予期せぬ波紋に他ならない。

金融不安は京阪神一円、九州さらに横浜・千葉へと波及し、多くの各地中堅銀行が同業者預金と一般預金双方の激しい引出しにあって破綻を余儀なくされた。これら横浜蚕糸、桑名、百二十二、第九、九州商業、京都商工、七十九、逸身の諸銀行は、株式担保貸あるい

は株式保有によって関係会社へ大口の資金を投じ、株価の暴落によって巨額の損失をかかえ、破綻に至ったのである。

恐慌の波及を防ぐべく日銀は救済出動を余儀なくされた。その際、日銀は、銀行集会所加盟銀行団あるいは各地の有力銀行団を介してか（同盟救済方式）、安田、鴻池など都市大銀行を介して（系列融資方式）救済を行った。日銀は長いこと原則として、破綻銀行に直接救済に乗り出すことはせず、間接方式をとった。この原則が崩れた1920年代、日銀は救済機関化していったのである。

金融恐慌後、金利協定をテコに預金金利の低下がはかられた。とくに当座預金金利が低水準におさえられ、他方定期預金の比重が上がり、預金銀行としての経営基盤が整えられていった。決済性預金と長期の貯蓄性預金とがカテゴリーとして分離されることで、決済機構としての預金銀行に一応の安定性が生まれた。しかし、貸出構成においては相変わらず株式担保貸、株式保有が大きな比重を占めたので、預金銀行が株価の変動に翻弄されるという状況を免れることはできなかった。特に高利の定期預金の比重が上昇するにつれ、それが国債に向わず高利の株式投資に向うとき、その影響は預金銀行の根幹を揺るがした。

5. むすび

以上、日本における金融リストラクチャリングの歴史を振り返ってみた。そこからいかなる教訓を引き出すことができるだろうか。歴史家は本来資料をして語らしむる方法を取り、あとは口を閉ざす。本報告ではその慣行を破って、直接歴史と現実をつき比べるという方法をとったが、依然靴下搔痒の感を免れない。一步踏み出した勢いで、以下3つの論

点を提起して、最後のしめくくりとする。

第1に、中央銀行は決済の安定性を確保するために生れた。その第1の課題は、近代国家が貨幣高権を掌中にしたとき、政府財政による恣意的な乱用をチェックするところにある。第2の課題は、民間における信用貨幣をコントロールするところにある。決済制度の動揺の多くは、政府財政の過大な要求に中央銀行が屈するときに起こる。いまでもこの問題は生きつづけているが、近年の問題は、新たな信用決済手段が登場するなかで、中央銀行が民間信用貨幣をコントロールするためには、いかにそれらを体系づけるか、この点にある。銀行券、預金通貨を巡るリストラクチャリングの歴史を振り返るならば、これら新たな信用決済手段を、銀行券を頂点とする信用ピラミッドにいかに組み込むか、この点が問題であろう。中央銀行は預金の貨幣化の流れのなかで、決済の安定性を維持するために、銀行券の発行権限を自己の掌中にとりこまざるをえなかった。新たな「現金」節約の動きに対応して、中央銀行はコントロールの手段を銀行券から預金アカウントへシフトする必要があるかも知れない。

第2に、預金銀行が決済性預金の取扱い以外に貯蓄性の預金の取扱いを行うと、決済制度に歪みを生む。本来、預金の貨幣化は、企業間商取引の決済業務の委託から始まる。貸金支払いや貯蓄など所得循環に預金銀行が関わるようになると、預金は決済性のほかに貯蓄性を帯びざるをえない。この預金の変容は、所得循環に関する貯蓄機関、証券など他の金融機関との境界をあいまいにし、ひいては決済機構の弾力性を喪失させてゆく。その決定的な契機が、当座預金の付利である。当座預金付利のもとで決済制度の弾力性を維持するた

めには、江戸時代の両替商にならって、純然たる決済機構を、貯蓄——投資にからむ媒介機構と切り離して再構築する必要があるかも知れない。その点で Tobin (1987) の deposited currency 構想は興味深い。そのほか、100%準備預金制も提起されている。問題はこれまでの預金銀行が果してきた貨幣供給の弾力性のある程度維持しつつ、安定性を確保しうる機構を構想しうるか、この点にある。

第3に、手形・小切手は、その転々流通性の背後に「共同性」を体していた。その「共同性」こそが、システム・リスクの顕在化を防止する機構を作りだしたのである。裏書遡求、コール市場、同盟救済いずれも然りである。

ところが、近年こうした紙券ベースの決済からエレクトロニクスベースの決済へシフトしつつある。それはこれまでの取立方式から振込方式へのシフトと軌を一にする。紙券の転々流通の背後に、勘定 account の振替がある。最近の特徴は、これまで紙券の背後にあったアカウントが前面に出つつある点にある。こうした紙券からアカウントへの移行に伴って、かつて紙券の転々流通性が象徴的に示していた「共同性」が見えなくなってしまった。本来、商取引決済の根幹には「共同性」がある。決済制度の安定のためには、エレクトロニクスベースの決済機構にも、こうした「共同性」が反映されなくてはならない。裏書遡求、資金プールなど波及防止機構をもつことは、中央銀行の負担を軽くする。

以 上

【参考文献】

- 飯淵敬太郎、『日本信用体系前史』、学生書房、1948年
- 岡田和喜、『預金協定の史的展開——地方銀行と「預金協定」』、有斐閣、1987年
- 岡橋 保、『銀行券発生史論』、有斐閣、1969年
- 川合一郎、『資本と信用』（1954年）、『川合一郎著作集』第2巻、有斐閣、1981年、所収
- 作道洋太郎、『日本貨幣金融史の研究』、未来社、1961年
- 新保 博、「徳川時代の信用制度についての一試論——両替商金融を中心として」、『経済学研究』第3号、神戸大学、1956年
- 田中生夫、「明治四年の銀行論争——国立銀行条例制定の背景」、『金融論研究』（渡辺佐平先生還歴記念論文集）、1964年
- 長 幸男、「前期の信用制度の展開」、『高橋論叢』第3巻1号、1955年
- 齋見誠良、「第一次大戦期金利協定と都市金融市場——日本金融市場の段階と特質」、『金融学会報』第55号、1982年
- 、「日本における預金市場の形成」、『経済志林』第54巻1号、法政大学、1986年7月
- 、「日本における小切手流通の展開とその限界——手形交換所と公的振替制」、『経済志林』第54巻3/4号、法政大学、1987年3月
- 豊田 武・児玉幸多、編、『流通史Ⅰ』、山川出版社、1969年
- 日本銀行金融研究所、『日本銀行百年史』第1巻、日本信用調査、1982年
- 、「藩札の史料収集と研究」（委託研究報告、富山、広島、福山、三次、福岡、秋月、萩、高松、丸亀、宇和島、鳥取藩）、1987、1988年
- 日本銀行調査局、『藩札概要』（通貨研究資料13）、1964年
- 原田敏丸・宮本又郎、編、『歴史のなかの物価——シンポジウム 前工業化社会の物価と経済発展』、同文館、1985年
- 松方正義、『紙幣整理始末』、1890年
- 松好貞夫、『日本両替金融史論』、文芸春秋社、1932年
- 三上隆三、『円の誕生——近代貨幣制度の成立』、東洋経済新報社、1975年
- 山口和雄、「藩札史研究序説」、『経済学論集』第31巻4号、東京大学、1966年1月
- 、「藩札史の地域別考察」、『社会経済史学』第49巻2号、1983年6月
- 吉岡源七、『両替商沿革史』、大阪両替商組合、1903年
- 芳賀八彌、『由利公正 全』、1892年
- Corrigan, E. Gerald, "Financial Market Structure: A Longer view", *Annual Report*, FRB of New York, 1987.
- Hayek, F. A., *Denationalization of Money—The Argument Refined*—, 1976（川口慎二訳、『貨幣発行自由化論』、東洋経済新報社、1988年）。
- Tobin, James, "The Case for Preserving Regulatory Distinctions", *Restructuring the Financial System*, FRB of Kansas City, 1987.